

みなさんのご協力を お願いします！

「珠洲市商業振興基本条例」
～平成19年4月1日施行～

～ 事業者の地域社会への貢献を求めて ～

基本方針と目的

「珠洲市商業振興基本条例」は、市、商工会議所、商店会及び事業者が連携し、市民の理解と協力のもとに商業の振興を推進していくことを基本に、それぞれの責任等を定め、商業基盤の強化と地域経済の活性化を促進し、地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としています。

— 珠 洲 市 —

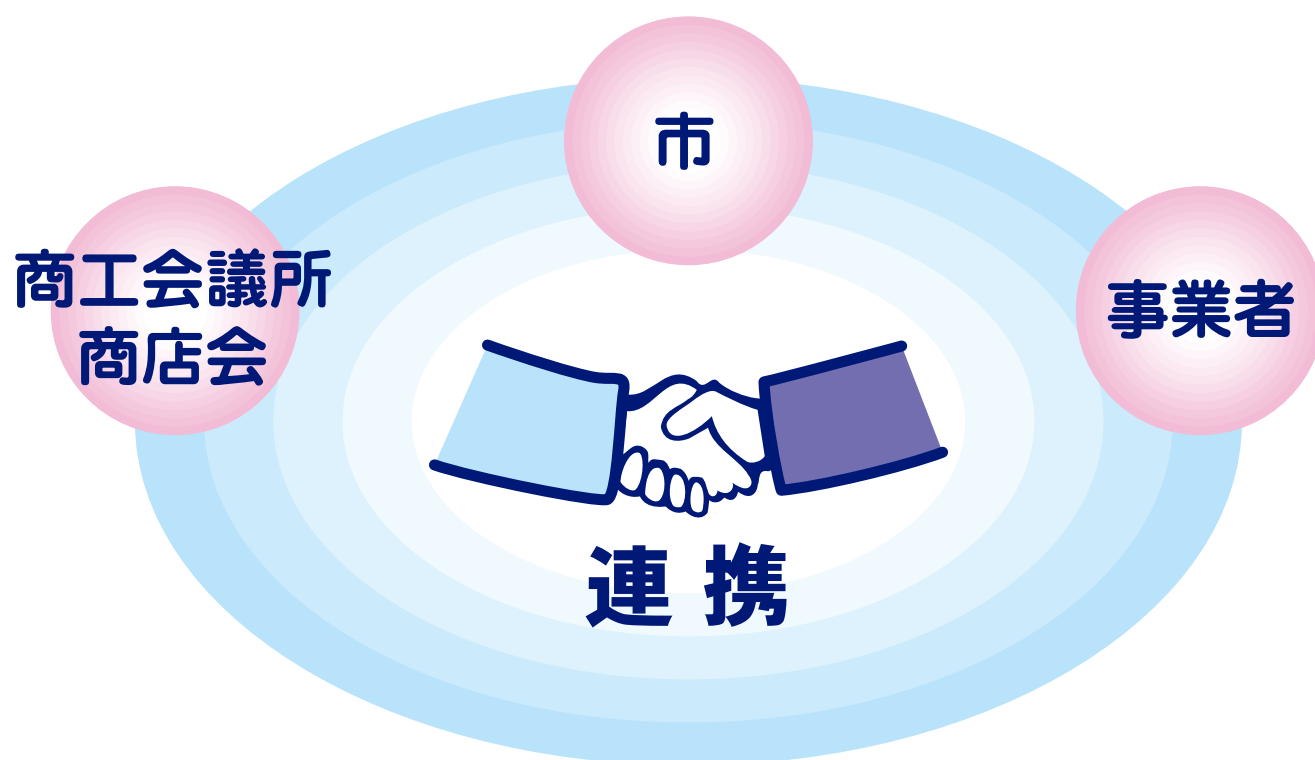


商業の振興を推進するために…

ステップ1

～ 連携と協力 ～

商業の振興は、私たちの暮らしを支え、生活の向上に大きな影響を与えます。市、商工会議所・商店会、事業者が連携し、また市民のみなさんの理解と協力を得ることで、さらなる市民生活の向上へとつながっていきます。



市民の理解と協力



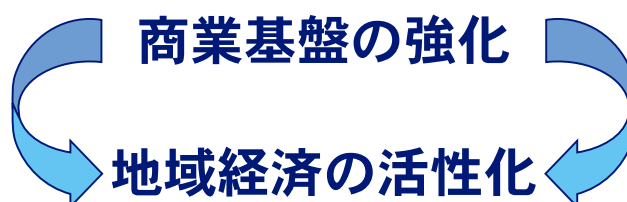
事業者とは？

市内において、卸売業、小売業、飲食店を営む方をいいます。

ステップ2

～ 地域社会への貢献 ～

商業の振興は、事業者の自助努力はもちろんのこと、消費者である地域住民あつてのものであることを認識して商業活動を行うことが大切です。それゆえに事業者の地域社会への貢献が果たす役割は大きく、また期待されています。



安心安全で住みよい賑わいのあるまちを目指して！

地域社会の発展・市民生活の向上



お願い

店舗面積300m²を超える店舗の新設・変更等をする方は、届出にご協力をお願いします！

この条例の趣旨を理解、遵守していただくため、また市内既存の店舗との共存共栄による商業振興を図るため、市内に**300m²超**の店舗を新設や変更などをしようとする場合には、下記書類の届出にご協力をお願いします。

■ 店舗新設届出書

（施行規則第4条第1項関係）

■ 店舗変更（廃止）届出書

（施行規則第4条第2項関係）

■ 大規模小売店舗新設（変更）届出書

（施行規則第4条第3項関係）

お問い合わせは、

市役所商工観光課 TEL：0768-82-7776（直通）

珠洲商工会議所 TEL：0768-82-1115（代表）

届出は、市役所商工観光課へ

